

岩手県告示第212号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和3年3月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 工区に含まれる地域の名称 第3工区 陸前高田市気仙町字町裏25番1の一部、26番33の一部、29番の一部及び31番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 陸前高田市気仙町字町裏26番地 宗教法人金剛寺